

第23回 関川流域委員会

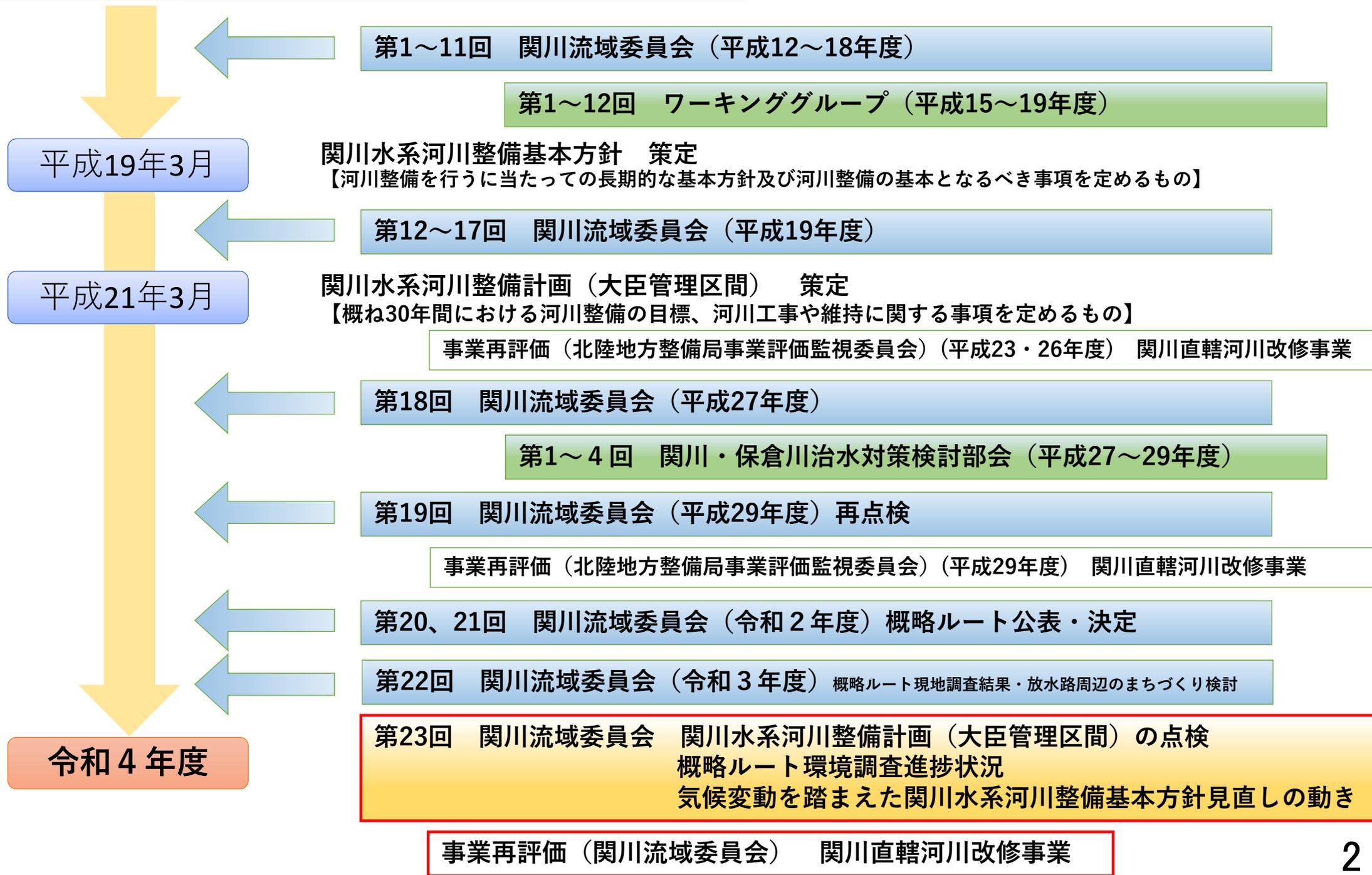
関川流域委員会の進め方

令和4年11月25日

北陸地方整備局 高田河川国道事務所

1. 河川整備基本方針と河川整備計画、流域委員会の開催経緯
2. 流域委員会の進め方
3. 河川整備計画の点検（点検の位置付け、点検の内容）
4. 事業再評価（目的と位置付け、流域委員会での審議以降の流れ）
5. 『河川整備計画の点検』と『事業再評価』の位置付け
6. 保倉川放水路 事業着手までの流れ（案）

1. 河川整備基本方針と河川整備計画、流域委員会の開催経緯



2. 流域委員会の進め方

- できるかぎり多くの流域住民の皆さんの意見を河川整備に反映していくため、流域委員会で気候変動を踏まえた検討結果や流域治水、まちづくりについて議論を行っていく。

令和2年度

第21回流域委員会

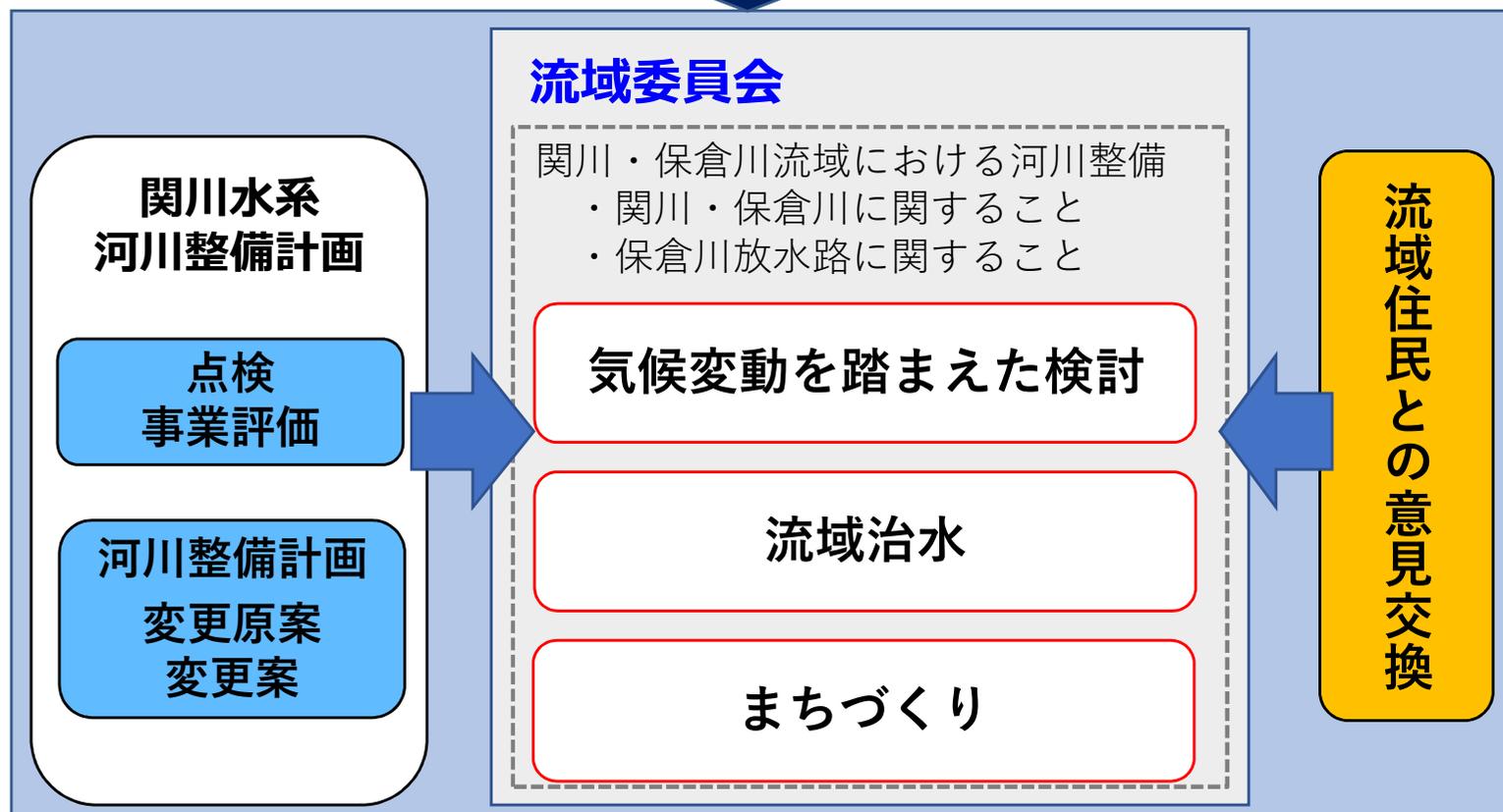
- 意見募集・住民説明会結果とその対応について
- 今後の進め方（案）について

令和3年度

第22回流域委員会

- 前回委員会からの進捗状況等
- まちづくり検討の進め方について
- 関川流域の治水安全度向上に向けて

令和4年度～



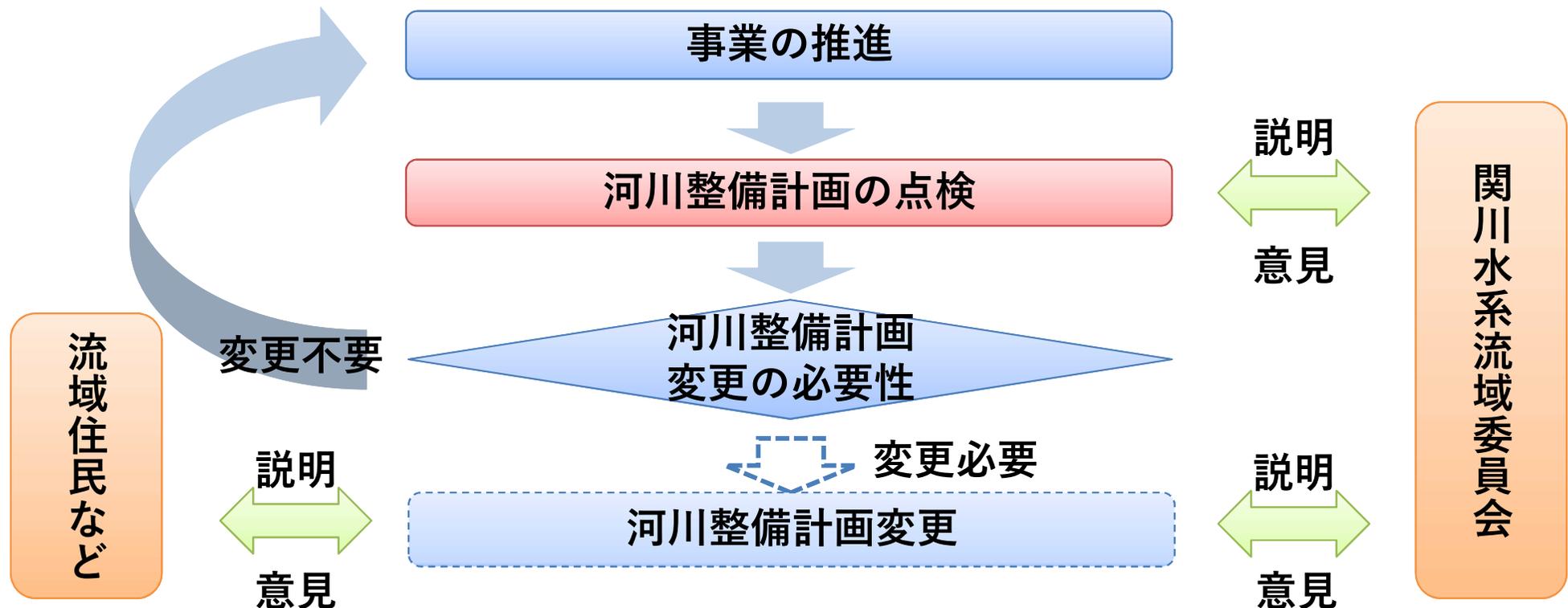
3. 河川整備計画の点検（点検の位置付け）

関川水系河川整備計画 【平成21年3月 P.2】

1.4 計画の対象期間

本計画は、関川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、概ね30年間とする。

なお、本計画は現時点の社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直しを行う。

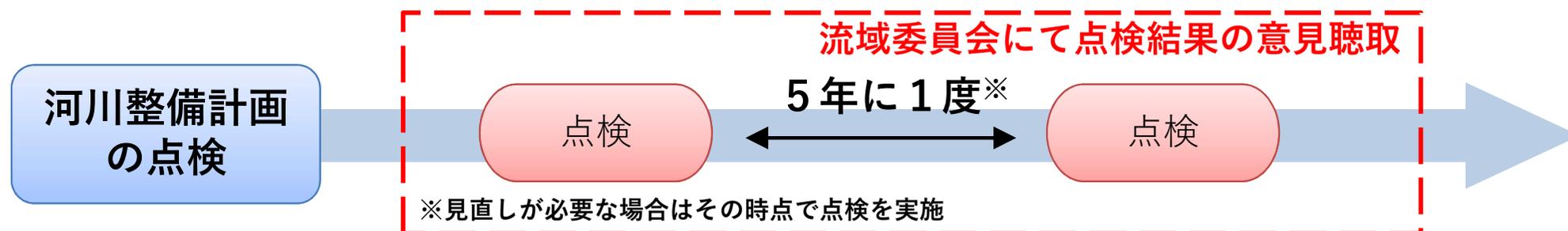


3. 河川整備計画の点検（点検の内容）

点検の内容

策定後の、流域の社会情勢等の変化、地域の意向、事業の進捗状況、事業の進捗見通し、河川整備に関する新たな視点などを適切に反映できるように点検を実施。

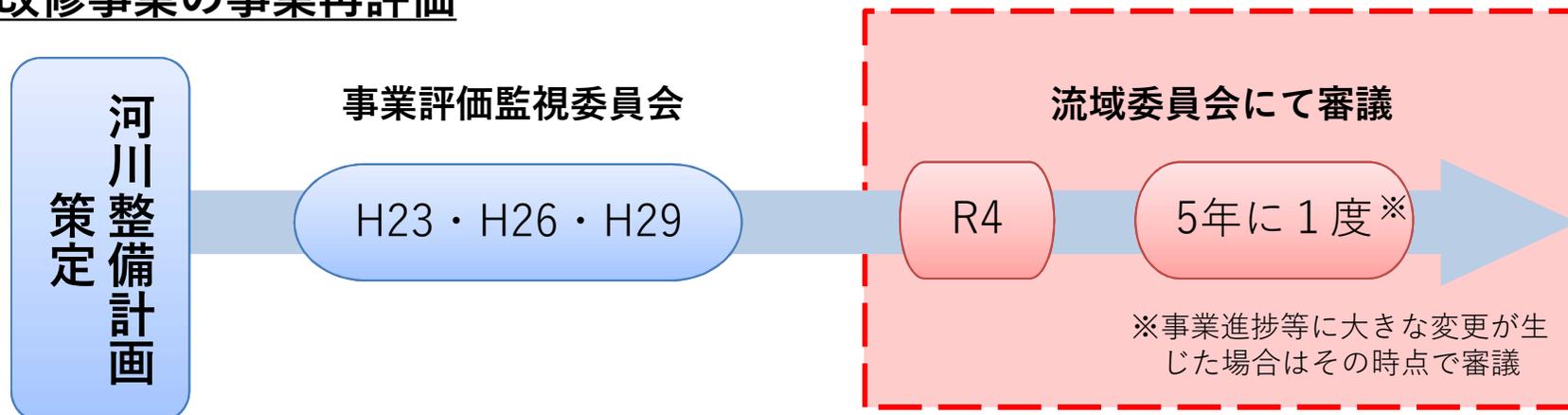
点検の視点	点検内容
1) 流域の社会情勢等の変化	・ 土地利用や人口、資産等の変化 ・ 近年の災害発生状況 等
2) 地域の意向	・ 地域の要望事項 ・ 地域との連携 等
3) 事業の進捗状況	・ 事業の進捗状況 ・ 事業の検討状況 等
4) 事業の進捗見通し	・ 今後の事業の整備予定 等
5) 河川整備に関する新たな視点	・ 気候変動を踏まえた治水計画 等



4. 事業再評価（目的と位置付け）

<p>1. 事業再評価の目的</p>	<p>公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。</p>	<p>国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（H30.3） 第1 目的</p>
<p>2. 流域委員会の位置付け</p>	<p>河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために<u>学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。</u></p> <p>実施要領第4の1（4）又は<u>第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。</u></p>	<p>国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（H30.3） 第6 事業評価監視委員会 6</p> <p>河川及びダム事業の再評価実施要領細目（H22.4） 第6 事業評価監視委員会</p>

関川直轄河川改修事業の事業再評価



4. 事業再評価（流域委員会での審議以降の流れ）

令和4年11月25日

**第23回関川流域委員会
関川直轄河川改修事業 事業再評価審議・対応方針（案）の決定**



令和4年12月

**北陸地方整備局事業評価監視委員会へ
事業再評価の審議結果を報告**



令和5年1月末

北陸地方整備局から国土交通本省へ対応方針（案）提出

**国土交通本省にて対応方針を決定し、
再評価結果及び対応方針を公表**



令和5年度予算に基づく事業実施

5. 『河川整備計画の点検』と『事業再評価』の位置付け

	河川整備計画の点検	事業再評価
根拠法令	河川法 (国土交通省)	行政機関が行う政策の評価に関する法律 (総務省)
実施対象	河川整備計画	河川事業、ダム事業
実施目的	<p>河川整備計画は、流域の社会情勢の変化や地域の意向等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものであること。</p> <p>○「河川法の一部を改正する法律等の運用について」(平成十年一月二十三日建設省河政発第五号、建設省河計発第三号、建設省河環発第四号、建設省河治発第二号、建設省河開発第五号)記二の2の⑤河川整備計画の変更について</p>	<p>公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価を実施する。再評価は、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業等の評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。</p> <p>○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H30.3改定)第1 目的</p>
実施内容	<p>流域委員会において、河川管理者が実施する河川整備計画の点検(結果)に対して、学識経験者から意見を伺う。</p> <p>流域委員会において、河川管理者が作成した河川整備計画の(変更)原案に対して、学識経験者から意見を伺う。</p> <p>○河川法 (河川整備計画) 河川法第16条の2 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。 … 7 第3項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。</p>	<p>流域委員会において、河川整備計画に基づき実施される事業の計画段階評価、事業再評価、事後評価に係る審議及び具申をいただく。</p> <p>○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H30.3改定)第6 事業評価監視委員会 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定後、計画内容の点検のために学識経験者から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。</p> <p>※「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領(H30.3改定)」にも同様な記載有</p>
実施間隔	5年 (事業再評価の実施時期等を勘案して計画的に実施) ○「河川整備計画の点検及び変更について」(平成25年2月25日付け事務連絡)	5年 (再評価実施時から5年間が経過後の年度の1月末まで) ○国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(H30.3改定)第4の1(2)④
実施後の対応	点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、 速やかに変更 するものとし、その際の手続きについては、変更の内容に応じて、 策定時に比べて迅速化、簡素化 を図るなど適切に行うこと。	実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を 事業評価監視委員会に報告 するものとする。

6. 保倉川放水路 事業着手までの流れ（案）

項目	事業着手までの流れ（案）		
地元、関係機関等への説明	地元、関係機関等への説明 各種委員会・検討会等開催の前後、その他必要な時期に随時開催		
河川整備基本方針の変更	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #f0e6ff; padding: 5px; margin-right: 10px;"> 将来計画の 目標流量等 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">変更完了</div> </div> <p>R4.11.18 小委員会 ※複数回の小委員会審議を予定</p>		
河川整備計画の変更	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px;"> 変更骨子 ・整備計画の 目標流量等 ・保倉川 複数の 治水対策案の検討 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px;"> 変更原案 ・具体的な実施 内容 </div>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f7fa; padding: 5px;"> 意見聴取 ・関係住民 ・県知事 ・関係省庁 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small; margin-left: 10px;">変更完了</div>
河川整備計画の点検、事業再評価等	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"> 点検・事業再評価 (現行整備計画) </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; text-align: center;"> 事業再評価 (変更整備計画) </div> </div> <p>R4.11.25 流域委員会</p>		
環境への影響検討	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e8f5e9; padding: 5px; text-align: center;"> 現地調査 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e8f5e9; padding: 5px; text-align: center;"> 影響予測、評価検討 </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #e8f5e9; padding: 5px; text-align: center;"> 影響予測検討結果を踏まえた 保全措置の検討 </div> </div>		

変更整備計画に基づく事業着手

※本資料は、事業の着手までの流れを令和4年11月時点で模式的に示したものであり、今後の各種協議、検討結果や状況変化等を踏まえ、手続きの詳細が決定していくこととなります。